

令和2年第12回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和2年12月25日（金）午後2時00分

場 所 サンフレッシュ白河

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（17名）

1番	鈴木俊信	委員	2番	熊崎新壽	委員
3番	根本一郎	委員	4番	小松勝恵	委員
5番	小泉光敏	委員	6番	橋本賢一	委員
9番	深谷宏光	委員	10番	早津和一	委員
11番	山本繁夫	委員	12番	有賀良雄	委員
13番	富永進	委員	14番	齋藤茂	委員
15番	塩田一也	委員	16番	秋元幸一	委員
17番	砂塚功	委員	18番	北野唯道	委員
19番	矢野正則	委員			

欠席農業委員（2名）

7番	樋口幹夫	委員	8番	山内喜一	委員
----	------	----	----	------	----

出席農地利用最適化推進委員（19名）

茂木一男	委員	高橋亨	委員
鈴木信秋	委員	鈴木實	委員
邊見敏文	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	十文字正一	委員
深谷昭	委員	緑川喜文	委員
和知俊一	委員	鈴木滋夫	委員
穂積正	委員	高久亨	委員
円谷隆男	委員	大戸文治	委員
市川哲夫	委員	藤田康次	委員

梨 本 清 太 委 員

欠席農地利用最適化推進委員（なし）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 4 報告第1号 空き家に付属した農地指定について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	鈴木 誠之	主幹兼次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	真船美和子	副 主 査	三浦 隆史
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	新井 修治
東分室長	藤田 和宏		

◎開 会

事務局長 皆様お疲れさまでございます。

定刻となりましたので、これより始めさせていただきます。

早いもので、今年も残すところあと1週間余りとなりました。委員の皆様には、年の瀬も押し迫った慌ただしい中、本年最後の総会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、農業委員会等に関する法律に規定する総会の定足数に達しておりますので、ただいまより令和2年第12回白河市農業委員会総会を始めます。

本日ご審議いただきます議案は、農地法第3条関係が4件、同じく第5条関係が3件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が20件、合わせて27件をご審議いただくほか、空き家に付属した農地指定について1件の報告がございます。よろしくお願いたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに矢野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん寒い中、また師走の中ということでお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

今年は1月から新型コロナの影響を受け、特に4月から6月にかけては全員で集まれないといった状況になりました。7月からは通常の形に戻して会議なども開いていますが、非常に難しい年であったと思っております。同時にまた、委員みんなで集まれることは、こんなにいいものなのかと感じた1年でもありました。

メディア関係からは、勝負の3週間といったことも言われております。年末年始にかけて、皆さん多くの人と会う機会があるかと思いますが、十分に注意して過ごしていただきたいと思っております。

本日は27件の案件がございます。よろしく審議のほどをお願いいたします。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、5番、小泉光敏委員、6番、橋本賢一委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申出がありましたので報告いたします。

7番、樋口幹夫委員、8番、山内喜一委員の2名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和2年12月25日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局（真船主任主査） 議案の説明に入る前に、議案書の訂正をお手元に配付させていただいております。

議案書4ページ、その4ですが、令和2年12月21日付で申請者より許可申請の変更申出があり、4筆については、今回申請しないということになりましたので、計8筆での審議となります。

それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその4朗読】

以上、その1からその4までの案件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

梨本委員 東小野田地区担当推進委員の梨本です。

今回の申請に関して、去る12月19日に富永委員と現地調査を行いました。その際、譲受人に立ち会っていただいて、お話を聞きました。譲渡人は、東京に在住ということで、事前に電話にて内容を確認しました。申請内容に問題なく、この農地は現状まで譲受人が耕作されているということで、特に問題ないと思われました。ご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

十文字委員 小田川地区担当推進委員の十文字です。

今回の申請について、去る12月17日に小泉委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人には、コロナの関係上、電話で確認をし、申請内容について問題ないとのことでした。今回の申請による農地への影響については特に問題ないと思われまます。皆様の審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 大沼地区担当推進委員の鈴木です。

今回の申請について、去る12月13日に樋口委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人に、電話をかけましたがなかなかつながらず連絡が取れないため、行政書士に電話で確認をしました。申請内容について間違いのないとのことでした。今回の申請による周辺農地への影響は特になくと思われまます。皆様のご審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

梨本委員 東小野田地区担当推進委員の梨本です。

この申請に関して、去る12月19日に富永委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人にお話を伺って内容を確認しました。その結果、もともとの申請12筆の農地のうち4筆は、現地確認したところ耕作困難な、耕作放棄地に近い状態だったということで、確認した後、再度事務局通して確認していただいたところ、それに関しては取り下げる申請変更があったということで、先ほど事務局のほうから説明していただいたとおりです。それ以外に関しては、特に問題ないということで、ご審議をよろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、朗読いたします。

5ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和2年12月25日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、6ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

大戸委員 大信信夫 2地区の大戸です。

12月19日、秋元委員と現地調査を行いました。設定人は、3名ほどおりましたので電話で連絡いたしました。申請内容について間違いがないということです。被設定人ともお話しして、この申請内容で間違いがないということです。あと、工事する被設定人には、この申出のように施工してくださいということでお願いしました。

以上です。何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について、原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、13ページをご覧ください。

【その2朗読】

申請地につきましては、農用地区域内であります。農用地区域内農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

十文字委員 小田川地区担当推進委員、十文字です。

今回の申請について、去る12月17日に小泉委員と現地調査を行いました。また、設定人、被設定人と電話連絡して確認しました。申請内容について問題ないとのことでした。今回の申請による農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について、原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、18ページをご覧ください。

農地法第5条その3、一時転用事業についてご説明を申し上げます。

これは、既に許可されておりました営農型太陽光発電の一時転用の許可期間が間もなく満了することから、期間を延長するため申請するものであります。

なお、本申請以前の被設定人から令和2年8月30日に経済産業省認可を受けていた再生可能発電事業の変更で、法人から代表取締役個人に変更したことに伴い、農業委員会に事業変更の手続きを行い、個人が事業を継承しての申請となっております。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷金山担当の橋本です。

去る22日に設定人、被設定人、被設定人は義理の息子で、親子関係にあります。継続利用するため、申請内容も間違いのないということです。現場も行きました。皆様、ご審議よろしく願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その3について、原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、朗読いたします。

23ページをご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので、

審議するものとする。令和2年12月25日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により、2番、熊崎新壽委員の退席を命じます。

(熊崎新壽委員 退席)

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第20号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第20号について、原案のとおり承認いたします。

2番、熊崎新壽委員の入場を認めます。

(熊崎新壽委員 入場)

◎報告第1号

会 長 次に、報告第1号 空き家に付属した農地指定についてを事務局に朗読させます。
事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、朗読いたします。

32ページをご覧ください。

報告第1号 空き家に付属した農地指定について。白河市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準による申請があり、同基準第5号の規定に基づき指定したので、同基準第7条の規定により総会において報告する。令和2年12月25日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(真船主任主査) 33ページをご覧ください。

令和元年12月1日施行の白河市空き家に付属した農地の別段面積取扱い基準の規定に基づき、令和2年11月20日に申請がありました案件につきまして、空き家の付属する農地として指定しましたので、同取扱い基準第7条の規定に基づき、総会に報告するものであります。

なお、この案件につきましては、11月30日に白河古関地区担当委員の深谷委員、穂積委員が現地調査を行い指定した内容でございます。

以上です。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局より連絡事項をお願いいたします。

事務局長 それでは、事務局よりご連絡を申し上げます。

初めに、委員活動記録簿の件でございます。本日総会受付時に第3四半期、いわゆる10月から12月における活動記録簿についてご提出をいただきました。お忙しい中ご対応いただきありがとうございます。今回忘れてしまったという委員さんにつきましては、県の農業会議への報告期限もございますので、大変お手数ですが1月8日までに、事務局又は各庁舎の分室、あるいは本庁舎ですと観光課でもお預かりいたしますので、ご提出をいただきますようお願いいたします。

続きまして、2点目でございます。

先月の総会で決定をいたしました令和3年の標準農作業労賃・料金表を本日配付しておりますので、ご活用いただきたいと思います。

なお、これに併せて例年お配りしております賃借料情報、こちらにつきましては、現在JAで米の取引価格がまだ決定していないこともあり、現在取りまとめ途上でございます。決まり次第、まとめてお渡ししたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして最後、次回の総会の日程でございます。次回は1月29日金曜日、午後2時よりここサンフレッシュ白河での開催となります。

なお、先月の総会時に来年の予定表をお配りしておりますが、そちらですと1月の総会は午後3時からの予定になっておりました。ただ、新年会が中止となったために、通常どおり午後2時からの開会としております。本日改めまして修正版の予定表をお手元にお配りしておりますので、よろしく願いいたします。

連絡事項等につきましては以上であります。なお、申し遅れましたが委員の皆様には今年1年、大変お世話になりました。事務局一同、謹んで御礼を申し上げます。

冒頭会長からもお話がありましたように、現在、日米では第3波、欧州では第2波と言われておりますように、新型コロナウイルスの感染再拡大に歯止めがかからず国内においても医療提供体制の逼迫が懸念されております。こうした中、本市においては感染防止の徹底を

図るべく、成人式が延期となりました。また、例年の年末年始と違い、多くの方が帰省を控える中で、非常に寂しい年末年始を迎える皆様もいらっしゃるものと思います。

こうした中で、現在アメリカの製薬大手ファイザーとドイツの企業ビオンテックが開発したワクチンが緊急承認され、イギリスとアメリカで接種が始まりました。このワクチンは、日本でも早ければ来年2月には承認するかどうかの結論が出る見通しと伺っております。また、複数のメーカーでも今、ワクチンの臨床試験が進んでいる状況にあります。

さらに、専門家の中には、新型コロナの暴露経験を持つ日本人は既に5割を超えていると指摘する先生もおりますので、それが事実だとすれば、集団免疫獲得への道すがらにもあるといったことも言えるかと思えます。いずれにいたしましても、一筋の光明が見えてきたものと信じ、もうしばらく辛抱すべく、引き続き感染予防には万全を期していただければありがたいと思っております。

最後になりますが、今年1年賜りましたご指導に改めて感謝を申し上げますとともに、来るべき2021年もよろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 令和2年第12回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 2時40分)